第 1731 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 1月 26日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 山林の物納

Q：相続で山林を所有することになりましたが、山林を物納することはできますか。

A：山林については、隣接地との境界確定などについて問題が多いため、これらの問題が解決されれば、物納を認める取扱いとなっています。

【解説】

山林とは、耕作の方法によらないで竹木の生育する土地をいいますが、次のような問題点があるため、それらの問題が解消された場合に限り物納を認める取扱いとしています。

(1) 境界線の確定や境界の明示が容易でない。
(2) 実測と公簿が異なる場合が多い。
(3) 地滑り、崖崩れの防止及び病害虫の駆除等相当の費用を要する。
(4) 森林法その他の法令により土地の利用又は立木の伐採について制限が付されている。

ところで、相続税評価額ばかりが高く、売却しようにも売却のできない換金性の低いのが市街地山林です。

市街地山林の物納は、その市街地山林が単独で開発可能かどうかが許可、不許可の分かれ目となりますが、ここでいう開発とは、採算性は関係なく、法律・条例上で開発が可能かどうかです。市町村の開発条例によって道路に接するその市街地山林が開発可能であれば物納は可能です。その道路が法律上の道路ではなく、単なる通路の場合や接道がない場合には物納は難しくなります。